

議案第 8 6 号

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 福祉部及び健やか部の所掌事務の整理と体制強化のため、健やか部健康増進課を福祉部に移管し、健やか部を子ども子育て施策に特化した組織として位置付けるため。

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例案

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例

交野市事務分掌条例（平成 9 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

(5) こども家庭部

(6) 健康福祉部

第 2 条第 5 項中「健やか部」を「こども家庭部」に、「次世代育成とともに、生涯を健やかに過ごせる暮らしづくり」を「安心してこどもを生み育て、こどもや若者が幸せな状態で成長できる環境づくり」に改め、同項第 1 号を削り、同項第 2 号中「子育て支援」を「子ども・子育て支援」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「児童福祉」の次に「及び母子保健」を加え、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「母子及び」の次に「父子並びに」を加え、同号を同項第 3 号とし、第 5 号を削り、同条第 6 項中「福祉部」を「健康福祉部」に、「支えあえる」を「支えあい、生涯を健やかに過ごせる」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 保健及び医療に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（交野市障がい者(児)生活支援推進審議会条例の一部改正）

2 交野市障がい者(児)生活支援推進審議会条例（平成 25 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

（交野市障がい福祉サービス及び地域生活支援事業運営審議会条例の一部改正）

3 交野市障がい福祉サービス及び地域生活支援事業運営審議会条例（平成 25 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

（交野市社会福祉法人設立認可等審議会条例の一部改正）

4 交野市社会福祉法人設立認可等審議会条例（平成 25 年条例第 7 号）の一部を次のように

改正する。

第 8 条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

(交野市地域福祉推進審議会条例の一部改正)

- 5 交野市地域福祉推進審議会条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

(交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例の一部改正)

- 6 交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例（平成 25 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

(交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会条例の一部改正)

- 7 交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会条例（平成 25 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

(交野市地域包括支援センター運営審議会条例の一部改正)

- 8 交野市地域包括支援センター運営審議会条例（平成 25 年条例第 11 条）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

(交野市老人ホーム入所判定審議会条例の一部改正)

- 9 交野市老人ホーム入所判定審議会条例（平成 25 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

(交野市健康づくり推進委員会条例の一部改正)

- 10 交野市健康づくり推進委員会条例（平成 25 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「健やか部」を「健康福祉部」に改める。

(交野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

- 11 交野市予防接種健康被害調査委員会条例（平成 25 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「健やか部」を「健康福祉部」に改める。

(交野市子ども・子育て会議条例の一部改正)

- 1 2 交野市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改める。

第 8 条中「健やか部」を「こども家庭部」に改める。

(交野市立認定こども園移管法人選定委員会条例の一部改正)

- 1 3 交野市立認定こども園移管法人選定委員会条例（平成 3 0 年条例第 1 号）の一部を次のように改める。

第 9 条中「健やか部」を「こども家庭部」に改める。